

一般社団法人日本遊戯療法学会

委員会規程

制定 2019年5月18日

[総則]

- 第1条 一般社団法人日本遊戯療法学会（以下「本会」とする）は、その運営のために委員会を設置する。
- 2 常設の委員会を付表1の通りに定め、特別に必要が生じた場合、評議員会の審議を経て特別委員会を設置する。

[目的]

- 第2条 委員会は本会の目的および運営にあたり、理事長、評議員会の諮問にこたえとともに、意見を具申する機関とする。

[構成員]

- 第3条 委員会の委員は理事会の審議を経て、理事長が委嘱する。ただし、理事会が委員長一任とした場合には、次年度の理事会において事後承認を受ける。
- 2 委員は、本会会員から委嘱する。

[任期]

- 第4条 常設委員会の委員任期は、原則2年とする。再任は、3期6年とする。
- 2 常設委員会の委員任期は、委嘱2年後の任期満了後も後任者の就任までは、その業務を継続するものとする。
 - 3 特別委員会の委員任期は、その都度定める。

[委員会の構成]

- 第5条 委員長は、各委員会の規程がある場合を除いて、理事長が委嘱する。
- 2 委員会には必要に応じて副委員長を置くことができる。副委員長は、委員の中から委員長が委嘱する。
 - 3 委員会の委員数は、理事会が定める。
 - 4 委員長は必要に応じて委員の増員を理事会に要請することができる。
 - 5 委員長は委員に特別な事情が生じ、他の委員全員が同意した場合に限って、任期中でも委員の任を解くことができる。ただし、その場合はすみやかに理事長に報告しなければならない。

[委員会の招集]

- 第6条 委員会は委員長が招集する。

[会議および活動]

- 第7条 委員会の議事については、当該委員会委員の過半数の委員が出席し、出席委員の過半数をもって議決することができる。ただし、当該議事についてあらかじめ書面で意思表示をした者、他の委員を代理人として評決を依頼した者は出席者とみなす。
- 第8条 委員長は、委員会開催後、日時、場所、出・欠席者名、議事内容を記録して、できるだけすみや

かに理事長に報告しなければならない。また、理事会で所定の活動報告をしなければならない。

2 緊急を要する場合、委員長は文書、電話、またはメールでの連絡によって会議にかえることができる。その場合は、委員長はその経過および結果を記録し、次の委員会において承認を得なければならない。

3 予算を超える費用の必要が生じたときには、理事長に報告するとともに理事会での審議を経なければならない。また、評議員会で当該決算に関する承認を受けなければならない。

[委員会の運用内規]

第9条 委員会は理事会の承認を得て、当該委員会の運用上の内規を定めることができる。

[規程の改廃]

第10条 本規程の改廃は、評議員会の審議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は2019年5月18日より発効する。

改訂：2020年7月18日

改訂：2023年6月30日

[付表1] 常設委員会

学会誌編集委員会

研修委員会

倫理委員会

広報委員会

学術・研究委員会

災害・危機支援委員会